

	⑤住宅履歴サービス編	更新日時
Q ⑤-1	住宅履歴情報の蓄積申込み料はいくらですか。	2011/7/30
A ⑤-1	戸別申込の場合は、31,500円/戸（税込）。 共同一括申込の場合は、共用部31,500円+専有部4,200円×住戸数（税込）となります。	
Q ⑤-2	データ電子化・アップロードサービスとはどのようなサービスですか。 また、料金はいくらですか。	2011/7/30
A ⑤-2	履歴サポート事業者に代わって履歴取次店が書類のPDF等電子化を行い、「あんしんいえかるて」に住宅履歴情報の蓄積・登録を行うサービスです。 料金は42,000円（税込）となります。	
Q ⑤-3	生産者情報（事業者営業情報）蓄積サービスとはどのようなサービスですか。 また、料金はいくらですか。	2011/7/30
A ⑤-3	履歴サポート事業者が、生産者固有の情報である「打ち合わせ記録」「原価関連資料」等の自社の管理情報を蓄積・保管できるオプションサービスです。その蓄積した情報は住宅所有者へ引き渡されることはありません。 生産者情報は必ず、住宅履歴情報とセットでの申込みが必要となります。単体での申込みはできません。 料金は戸別申込の場合、2,100円（税込）、共同一括申込の場合、10,500円（税込）となります。	
Q ⑤-4	経過年数告知サービスとはどのようなサービスですか。	
A ⑤-4	計画的な保守・点検や改修・リフォームのご提案等にお役立ていただけるよう、履歴サポート事業者において設定した日付（例えば、住宅の竣工日）を起算に、希望の経過年月をメールにて履歴サポート事業者にお知らせするサービスです。	2011/7/30
Q ⑤-5	履歴サポート事業者登録時に、メールアドレスの登録が必須となっていますが、メールアドレスを所有していない場合はどうすればいいですか。	2011/7/30
A ⑤-5	「あんしんいえかるて」に関する連絡・通知は、全てメールでの配信のため、周りでメールアドレスをお持ちの方がいないか一度お確かめください。 また、携帯電話のメールアドレスをご登録いただくことも可能ですが、PDFデータを添付したメール等、正常に受け取れない可能性がありますので、なるべくパソコンのメールのご登録をさせていただきますようお願い致します。 それも不可能な場合は、弊社（業務部業務推進課 履歴チーム）までお問い合わせください。	
Q ⑤-6	【住宅履歴サポート事業者登録取下申請書】を提出したら、すぐにサービス利用不可となるのですか。	2011/7/30
A ⑤-6	申請書の提出後も、有効期限内は「あんしんいえかるて」の利用（ログイン及び蓄積・登録作業等）は可能です。 有効期限以降は「あんしんいえかるて」における一切のサービスが停止しますので、住宅履歴情報の蓄積・登録作業は必ず、有効期限内に完了していただきますようお願い致します。	
Q ⑤-7	履歴サポート事業者登録の更新料はいくらですか。	2011/7/30
A ⑤-7	初回登録料と同額の25,200円（税込）となります。	
Q ⑤-8	「あんしんいえかるて」にログインする際の事業者専用アカウント・パスワードは、どのように通知されるのですか。	2011/7/30
A ⑤-8	履歴サポート事業者登録時及び物件申込時の申請書類に記載された方のメールアドレスに通知します。 履歴サポート事業者登録完了時に、管理責任者宛にアカウント・パスワードを発行、通知します。 ／履歴サポート事業者登録完了通知メール その後、物件申込時に、申請担当者宛にアカウント・パスワードを発行、通知します。 （但し、管理責任者とは別に申請担当者がある場合など）／住宅履歴情報蓄積申込完了通知メール ※1メールアドレスにつき1アカウント・パスワードとなります。 管理責任者と物件申込時の申請担当者が異なるものの、メールアドレスが“同一”の場合には、アカウント・パスワードは1つとなります。	
Q ⑤-9	「あんしんいえかるて」にログインする際のアカウント・パスワードを忘れてしまった場合、どうすればいいですか。	2011/7/30
A ⑤-9	弊社（業務部業務推進課 履歴チーム）までお問い合わせください。 アカウント・パスワード通知メールの再配信等の対応を承ります。	
Q ⑤-10	履歴サポート事業者登録の取下げをした場合、住宅所有者側も住宅所有者サイトで閲覧や書込みができなくなるのですか。	2011/7/30
A ⑤-10	いえ、事業者が履歴サポート事業者登録の取下げをしても、住宅所有者側に影響はありません。引き続き、住宅所有者サイトにて、住宅履歴情報の閲覧・追加・変更等を行うことができます。	

⑤住宅履歴サービス編		更新日時
Q ⑤- 11	【あんしんいえかるて 住宅履歴情報蓄積申込書兼委任状】は誰が記載するのですか。	
A ⑤- 11	“「契約者となる住宅所有者」の委任を受けて、「申請代理人となる履歴サポート事業者」が申込をする” のが弊社の住宅履歴情報サービスです。 委任状の■契約者（住宅所有者）記入欄に関しては、住宅所有者が記入・捺印を、■申請代理人記入欄に関しては、履歴サポート事業者が記入・捺印をします。	2011/7/30
Q ⑤- 12	生産者情報蓄積サービスやデータ電子化・アップロードサービスの申込みをしたい場合にはどのようにしたらいいですか。	
A ⑤- 12	委任状とは別に【あんしんいえかるて 生産者情報蓄積申込書兼データ電子化・アップロードサービス申込書】に必要事項をご記入の上、履歴取次店へご提出ください。 尚、住宅履歴情報蓄積申込後の、追加申込みも可能です。 追加申込をする際は、【あんしんいえかるて 生産者情報蓄積申込書兼データ電子化・アップロードサービス申込書】又は【あんしんいえかるて 住宅履歴情報蓄積申込取次届兼契約内容変更(追加)通知書】を履歴取次店にご提出ください。	2011/7/30
Q ⑤- 13	住宅履歴情報の登録後はどうなるのですか。	
A ⑤- 13	住宅履歴情報の登録完了後、住宅所有者には住宅所有者専用サイトにログインする為の【ユーザID/パスワード通知書】及び【住宅履歴情報預り票】【蓄積書類一覧】の書類を弊社より郵送します。 履歴サポート事業者には【住宅履歴情報預り票】【蓄積書類一覧】をPDFデータにし、メールに添付して送付します。	2011/7/30
Q ⑤- 14	「あんしんいえかるて」で登録が完了しているデータを削除する事はできるのですか。	
A ⑤- 14	登録が完了した時点で、住宅所有者に情報を受け渡している状態（住宅所有者サイトで閲覧等が可能な状態）のため、履歴サポート事業者が削除する事はできません。 万が一、誤ったデータを登録してしまった場合には、弊社（業務部業務推進課 履歴チーム）までご連絡ください。	2011/7/30
Q ⑤- 15	補助事業における実績報告をするため、住宅履歴にかかった費用がわかる領収書の写しがほしいのですが。	
A ⑤- 15	補助事業用のテンプレートを設定し、住宅履歴情報の蓄積・登録を行うことにより、登録が完了した際に【住宅履歴情報登録証明書】を発行しています。 その証明書に、住宅履歴にかかった費用の記載がありますので、そちらをご提出ください。住宅履歴においては、領収書等の写しは必要ありません。 ※但し、弊社における費用とは別に、住宅履歴情報作成のための調査、図面作製等を行い、費用が発生した場合には、その領収書の写しが必要となります。（補助を受けようとする場合に限りです。）	2011/7/30
Q ⑤- 16	木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）の実績報告を行う際に必要な【住宅履歴情報登録証明書】を発行してほしいのですが。	
A ⑤- 16	木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）におきましては、専用の証明書は発行していません。 住宅履歴情報の登録後、【住宅履歴情報預り票】と【蓄積書類一覧】を事業者へ交付します。 この2種類の書類を実績報告の際にご提出ください。	2011/7/30
Q ⑤- 17	住宅所有者が住宅所有者サイトで情報の追加や修正等の作業を行うことはできるのですか。	
A ⑤- 17	住宅所有者専用サイトにおいて、住宅所有者自身で住宅履歴情報の追加・変更・削除等を行うことができます。 また、パスワードの変更や操作マニュアル等のダウンロードも可能です。	2011/7/30
Q ⑤- 18	住宅履歴情報蓄積申込済み物件の住所が変更になった場合はどうすればいいですか。	
A ⑤- 18	【あんしんいえかるて 住宅履歴情報蓄積申込取次届 兼 契約内容変更(追加)通知書】に住所等変更になった項目の情報をご記入の上、履歴取次店へご提出ください。	2011/7/30

	⑤住宅履歴サービス編	更新日時
Q ⑤- 19	住宅履歴情報の蓄積・登録を忘れた書類があったため、追加で登録をしたいのですが、可能ですか。	
A ⑤- 19	追加登録は可能です。 但し、履歴サポート事業者登録の有効期間中であることが条件となります。 追加登録が完了する毎に、【住宅履歴情報預り票】【蓄積書類一覧】のPDFデータを添付してメールにてお送りします。 また、住宅履歴情報の追加登録等は、住宅所有者サイトにて、住宅所有者自身で行うことも可能です。	2011/7/30
Q ⑤- 20	蓄積できるデータ容量はどのくらいですか。	
A ⑤- 20	戸別申込（戸建、共同住宅共用部、共同住宅専有部）の場合は、300MB/戸となります。共同一括申込の場合は、共用部300MB、専有部40MBとなります。 但し、「あんしんいえかるて」で一度に登録できる容量の上限が150MBになりますので、150MBを超えるようであれば、数回に分けて登録を行ってください。	2011/7/30
Q ⑤- 21	住宅所有者が変更になった場合はどうすればいいですか。	
A ⑤- 21	【住宅所有者変更兼蓄積情報削除依頼書】に必要事項をご記入の上、住宅あんしん保証へ提出してください。	2011/7/30
Q ⑤- 22	住宅履歴情報蓄積申込を取下げた場合、取下手数料はかかるのですか。	
A ⑤- 22	かかりません。 但し、住宅履歴情報の蓄積・登録が未完了の物件に限ります。登録後の取下げはできません。	2011/7/30